

事 務 連 絡
令和3年12月 日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

水際緩和措置と事業所管省庁による事前審査の停止について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、国土交通省から当面の間、予防的措置として、措置を停止し、これに伴い、11月30日（火）午前0時から当面12月31日までの間、査証や審査済証を取得済みであるか否かに関わらず、以下のような取扱いとなる旨通知がありました。

- ①外国人については、新規入国自体ができません。
- ②日本人の帰国者については、厚生労働省の「特定行動のガイドライン」（別添1）に定める待機期間中に行動管理の下で認められる活動ができなくなり、日本人帰国者は14日間自宅等待機（自宅等への移動は自家用車かハイヤー）が必要となります。
- ③日本人帰国者のうち、待機10日指定国から帰国した者は帰国後最初の10日間は指定された宿泊施設に、待機6日指定国から帰国した者は帰国後最初の6日間は指定された宿泊施設に、待機3日指定国から帰国した者については帰国後最初の3日間は指定された宿泊施設での待機が必要となります。

（待機日数指定国については日々変更するため、外務省HPで確認のこと）

つきましては、本件措置について貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしくお願いいたします。

以 上